

原議保存期間	5年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

庁内各局 部 課 長
各都道府県警察の長
(参考送付先)
各 附 属 機 関 の 長
各 地 方 機 関 の 長

警察庁丙会発第15号、丙生企発第10号
丙刑企発第9号、丙組企発第6号
丙交企発第41号、丙備企発第57号
平成29年2月27日
警察庁長官官房長
警察庁生活安全局長
警察庁刑事局長
警察庁交通局長
警察庁警備局長

捜査費の適正な執行の確保の徹底について(通達)

捜査費については、「捜査費の適正な執行の確保の徹底について」(平成22年12月20日付け警察庁丙会発第141号ほか。以下「旧通達」という。)を始めとして、これまでも累次にわたり指示しているところであるが、依然として私的流用事案が後を絶たないほか、警察施設内における盗難事案が発生するなど、極めて憂慮すべき状況にある。

こうした事案は、警察に対する国民の信頼を根本から損ねるものであり、その背景としては、当該職員の規範意識の問題のみならず、当該所属において部下職員の身上把握や業務管理が徹底されていなかったこと、捜査費経理手続の基本が厳守されておらず、捜査幹部が捜査費の執行状況等を十分把握していなかったこと等が認められる。

各位にあつては、これまで講じてきた捜査費の適正な執行の確保に向けた施策が所期の効果を上げているか検証の上、改めてその徹底を図るとともに、下記の事項に留意し、捜査費の適正な執行の確保に万全を期されたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 業務管理の徹底

取扱者等(取扱者、補助者、中間取扱者及び中間交付者。以下同じ。)は、捜査費経理手続の基本を厳守するとともに、捜査費の執行を伴う捜査等について業務管理を徹底し、各捜査員等の日々の捜査協力者等との接触状況や聞き込み、張込み、追尾等の捜査状況等を確実に把握した上で、次の事項に留意しつつ、捜査費の執行の必要性、妥当性等を適切に判断すること。

- (1) 一般捜査費の申請及び精算に係る決裁は、決裁しようとする取扱者等が、一般捜査費を執行しようとし又は執行した捜査員等と対面した上で行うこと。特に捜査協力者等との接触又はこれに対する謝礼については、申請に係る決裁に

においては、執行の日時・場所・方法、執行の相手方である捜査協力者等の人定、執行により期待できる協力の内容・範囲等を、精算に係る決裁においては、執行時の状況、執行により得ることができた協力の内容・範囲等を、それぞれ当該捜査員等に具体的に説明させること。

- (2) 捜査諸雑費の支払伝票の提出及び精算に関しては、中間交付者が、捜査諸雑費を執行した捜査員等と対面した上でこれを受けること。特に捜査協力者等との接触又はこれに対する謝礼については、執行の相手方である捜査協力者等の人定、執行時の状況、執行により得ることができた協力の内容・範囲等を当該捜査員等に具体的に説明させること。
- (3) 取扱者（中間取扱者を含む。以下同じ。）は、中間交付者が捜査員等による捜査諸雑費の執行内容の確認を適切に行っているか点検するとともに、必要に応じ、捜査諸雑費を執行した捜査員等に直接執行時の状況を説明させるなど、所属において捜査諸雑費が適正かつ効果的に執行されているか定期的に確認すること。
- (4) 取扱者及び補助者は、捜査費を施錠できる金庫に保管し、手提げ金庫の場合は、更に施錠できるキャビネット等に保管するとともに、当該金庫等の鍵については、執務室等に放置することのないよう適切に管理すること。

また、取扱者及び補助者は、中間交付者による捜査諸雑費の保管管理状況を定期的に点検し、中間交付者が執務室の施錠できる机等に捜査諸雑費を保管している場合には、不在時には必ず施錠の上、施錠用の鍵については、執務室等に放置することのないよう適切に管理させること。

取扱者等は、捜査員等による捜査諸雑費の保管管理状況を定期的に点検し、捜査員等が執務室の施錠できる机等に捜査諸雑費を保管している場合には、不在時には必ず施錠の上、施錠用の鍵については、執務室等に放置することのないよう適切に管理させること。

2 身上把握の徹底

取扱者等は、捜査費を執行する捜査員等について、金銭や異性関係の問題兆候の把握に特に留意しつつ、よりきめ細やかな身上把握を徹底すること。

取扱者は、身上把握により問題兆候が見られた場合には、その問題の正確な把握に努め、必要な指導・助言を行うとともに、問題の解決が図られるまでの間、当該捜査員等を捜査費の執行を伴わない捜査等に従事させるなど、適切な措置を講じること。

3 捜査費に関する指導教養の再徹底

取扱者等は、これまでの指導教養が形式的なものとなっていないかという視点で、その内容、実施状況等について見直しを行い、捜査費経理の手續及び公金を取り扱うことの責任の重要性について指導教養を再徹底すること。その際、取扱者等は、捜査員等が真に必要な捜査費の執行を躊躇し、捜査等の的確な推進に支障を来すことのないよう、捜査費の適正かつ効果的な執行について具体的に指導を行うこと。

また、取扱責任者等は、取扱者が職責に対する自覚を欠き、捜査費経理に必要な知識を十分に有していないようなことがあれば、捜査員等に対する指導教養はままならないことはもとより、私的流用等の不適正事案を誘発することにもなりかねないことから、自ら対面監査を実施すること等を通じて、その職責に対する自覚を強く促すこと。

4 会計部門と捜査部門の連携強化

不適正事案を防止するためには、会計監査はもとより、捜査等を担当する各部門（以下「捜査部門」という。）において、捜査費の適正かつ効果的な執行を主体的に指導し、その結果を会計部門と共有するなど、会計部門と捜査部門とが緊密に連携することが重要である。

両部門においては、更なる連携強化を図り、捜査費の適正かつ効果的な執行の確保に向けた取組を徹底すること。